

外部評価等に係る要領

制定：令和2年7月20日

(目的)

第1条 本要領は、日本電気技術規格委員会（以下、「委員会」という。）規約第25条の外部評価について定める。

(業務)

第2条 委員会は、国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持について評価を行うための外部評価機関を置く。

2. 外部評価機関は、委員会により審議・承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件（2. 要件（3）評価プロセス）を満たした上で適切に運営・維持されているかを審議する。
3. 外部評価機関は、審議の結果を委員会に報告する。

(構成)

第3条 外部評価機関の委員は、学識経験者及び第三者機関の推薦を受けた者で構成し、原則3名とする。なお、委員は、委員会及び民間規格等制改定プロセス評価委員会に所属しない者とする。

2. 委員会の委員及び民間規格等作成機関の委員は、外部評価機関の委員になることができない。

(委嘱)

第4条 外部評価機関の委員は委員会の委員長が委嘱する。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員長)

第5条 外部評価機関に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2. 委員長は会務を総括する。

(議事)

第6条 外部評価機関による評価は、年1回開催する。ただし必要な場合は、随時開催することができる。

2. 外部評価機関は、全委員の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による決議を行うことができる。
3. 外部評価機関への出席については、委任状または代理者をもって行うことができ

る。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

(議事録)

第7条 外部評価機関は審議内容を議事録として記録し、委員会事務局が保管する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則1(令和2年7月20日)

本要領は、令和2年7月20日より施行する。